

令和元年9月中川村議会定例会議事日程（第3号）

令和元年9月25日（水） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 議案第 8号 平成30年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第 2 議案第 9号 平成30年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 3 議案第10号 平成30年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 4 議案第11号 平成30年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 5 議案第12号 平成30年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 6 議案第13号 平成30年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第 7 議案第14号 平成30年度中川村水道事業決算認定について  
日程第 8 議案第21号 中川村教育委員会委員の任命について  
日程第 9 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第10 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

- 1番 片 桐 邦 俊  
2番 飯 島 寛  
3番 松 澤 文 昭  
4番 大 原 孝 芳  
5番 松 村 利 宏  
6番 中 塚 礼次郎  
7番 桂 川 雅 信  
8番 柳 生 仁  
9番 鈴 木 絹 子  
10番 山 崎 啓 造

説明のために参加した者

村長	宮 下 健 彦	副村長	富 永 和 夫
教育長	下 平 達 朗	総務課長	中 平 仁 司
会計管理者	半 崎 節 子	住民税務課長	村 澤 ゆかり
保健福祉課長	菅 沼 元 臣	振興課長	松 村 恵 介
建設水道課長	小 林 好 彦	教育次長	松 澤 広 志
代表監査委員	岡 田 俊 彦	監査委員	鈴 木 絹 子

職務のために参加した者

議会事務局長 井 原 伸 子  
書 記 座光寺 てるこ

# 令和元年9月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

令和元年9月25日 午後2時00分 開議

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) ご着席ください。(一同着席)

○議長 ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 議案第8号 平成30年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第9号 平成30年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第10号 平成30年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第11号 平成30年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第12号 平成30年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第13号 平成30年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第14号 平成30年度中川村水道事業決算認定について

を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本件は、去る10日の本会議において決算特別委員会に付託してあります。

決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○決算特別委員長 決算特別委員会の報告。

去る9月10日、議会本会議において決算特別委員会に付託されました議案第8号平成30年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について、12、13、17、18の4日間にわたり役場第1委員会室において委員全員の出席のもと、関係課長、係長に説明を求め慎重に審査をしました。

審査の結果、委員全員の賛成により原案どおり認定すべきものと決しました。

以上の審査の過程で出されたものについて報告します。

総務課財政係、「地方交付税について、事業ごとの交付税措置がされる場合、交付税が反映しているかどうか。金額はわかるのか。」「交付税の基準財政需要額の算定には個別算定と包括算定があり、個別算定は各対象事業ごとに算定されている。特別交付税についても確認できる。」。

次に、庶務係、「牧ヶ原地区集会施設について、地区以外の利用状況は。」であります。「個人的な利用は認めていない。7月の参議院選挙で投票所として利用した。消防団の操法大会で利用した。予約として社会福祉協議会で会議室として利用の申し込

みがある。」。

庶務係に要望が出されました。「独自研修は職員全員が参加できるように開催時間や方法、2回に分けて開催するなど検討し、計画的に実施してほしい。」、2として「今後の公務員倫理の研修は課長、係長、一般職と分けて開催したほうがよいと思う。話す内容も聞く方の態度も違ってくるので、分けて開催することが必要。全員出席が前提なので、そういった意図をもって開催してほしい。」。

次に村づくり係、「コミュニティ助成事業について、財源は全て宝くじ助成金か。支出の基準はあるか。」であります。「助成金の財源は、宝くじの売上金の中から事業になる。採択基準は、各地区に手挙げをしてもらい、申し出の順番に活用している。」であります。

意見として、「坂戸橋周辺整備について、坂戸橋自体が登録有形文化財となっているが、私的な所有のものでも文化的な価値があれば公費を投入して坂戸橋周辺の価値を高めていくことで草刈りなどができるのではないかと考える。検討してほしい。」であります。

交通防災、「消防団の旅費について、支出については、命令、復命が必要であるかと思う。その運用は団員のやりやすい方法でいいと思うが、命令、決済の書類整備は必要ではないか。」と、「また訓練の日当は、外へ出た場合、旅費でいいが、それ以外の訓練の日当については旅費ではないのではないかと。別の項目で計上すべきではないか。」これについて「旅費の支出について、命令は一般職と同様に命令を受けて出張に行ってもらっている。復命については、非常時の出勤手当も含めて、来年度以降については条例の明記と予算書の計上区分についても旅費でなく報酬で計上していく。村の方針が決まり次第説明をしていく。」であります。

次に保健福祉課、「地域福祉係、婚活事業について、社会福祉協議会に委託している。委託料は人件費か。予算額により活動が限られてしまうのではないかと。金額を増やしては。」であります。「去年は成婚が1件。31年度からは村の直轄となった。予算のせいで活動が制限されることはない。」であります。

次に高齢者福祉係、「住環境改善補助事業について、ひとり暮らしの老人の家はエアコンがない家が多い。いい制度と思う。10万円以上で3分の2以内の補助だが、高いもので設置の必要がなく、もう少し使い勝手のよいように改善できないか。」っていうことですが、「実際には広報がされていないと感じている。ひとり暮らしの老人の家のエアコンは10万円前後ものとなり、もう少し使い勝手がいいように検討したい。」であります。

次に保健福祉係、「妊婦乳幼児健診受診表交付事業が前年比マイナス348件となっている。減り方が大きい。主な要因、原因と理由は。」であります。「妊婦が減ったのが原因。1人当たりの回数が多く、30件くらいのため減り方が大きくなる。」であります。

保育所係、「臨時職員の賃金について、片桐とみなかたの人数の割に金額の差が大きい。なぜか。」であります。「両園兼務の臨時職員については片桐保育園に計上され

ている。」であります。

会計室、「コンビニ収納が大幅に伸びていることは、口座を持っていない人が少ないということか。」であります、「コンビニだと夜遅くまで支払いが可能である。税金については督促状、催告書が出ているので、コンビニで支払いをするのが多い。」であります。

議会事務局、「中川村は議会事務局で議会、選挙、統計を担当しているが、それぞれの仕事に支障がないか。」であります、「問題は結構ある。会議等が議会と重なってしまうことがある。現在、庁内の事務改善委員会でも統計事務について改善を求めている。」であります。

これには討論があります。「統計事務は本来重要な仕事で、議会事務局が片手間でやるような業務ではない。議会事務局からこの仕事を外して、上部団体も違うので、行政のこともとをきちんと考慮して組織構成を検討することが必要と思う。議会としても議会事務局のあり方をきちんとして、統計事務を外すということを行った方がいいと思う。」であります。

次に振興課であります。

農政係、「鳥獣害対策の中で、イノシシが媒体となって豚コレラが発生したと言われているが、現在イノシシの捕獲はしていないと思うが、捕獲頭数が減った場合、猟友会への補填はどうか。」であります、「中川村においては死亡したイノシシから10km圏内に入っていないので、今のところ通常どおりの有害駆除を行っている。生きたイノシシをとった場合、通常どおりとなる。」であります。

耕地林務係、「小水力発電について可能性があるということで調査したとあるが、結果的に何もなかった。やってみたら国庫にほとんど入ってしまうという無理という話は、調査する前からわかっていたのでは。」であります、「見込みが甘かったと言われればそれまで。土地改良施設を使った施設については、余剰分を国庫補助という通達が出た。十分管理費を捻出しているわけではないので、利益が出た場合には国庫に納付となるので断念した。」であります。

これも討論がありますが、「本当に必要で予算要求をしたのか。自然関係エネルギーについて総合計画に入っているか。」というようなことで、「やっているとしたら問題だ。ある程度可能性について確認をしてから調査をしていくことが大事だと思う。補助金があっても村のためもあるのでしっかりと精査してほしい。」、2つ目として「小水力発電導入を検討することは間違っていなかった。問題は、発電したときの売電収入を国が持ってってしまうことが問題。土地改良の場合、用水路の水は農林水産省が自分たちのものと思っている。河川の場合は河川管理者が川の水は自分たちのものだと思い込んでいる。これが大きな間違いである。農業用水といえども地域住民の財産である。それをどう使おうと地域住民の自由であるのに、そこで国が利益を持っていくとはとんでもない話。そういうことを言ってほしかった。」、3つ目として「果樹園の廃材について木野駅プロジェクトでどのように活用するか。どのように処理するか。また、地区の土木部長が村道を直してほしいと要望すると、そこは農道で村道と

関係ないというような場合がある。それらの統一管理体制をきちんとしてほしい。」。

商工観光係、「陣馬形山の森周辺整備構想策定業務は、どのような構想だったか。」であります、「全体的な管理部門、有料化に向けての提案、県内外のキャンプ場の状況調査、施設の整備ということで、道路等を含めてどのような整備が望ましいか。」などであります。

討論として、「陣馬形山の利用者について、大事なデータになるので、次年度の課題として入場者をカウントできるようなセンサーをつけてはどうか。また、陣馬形山のガイドブックを作成したらどうか。」、2つ目として「前村長のときにチャオ周辺活性化について検討していたが、現村長になって違う方向づけと所信のときに言った記憶がある。検討は始まっているか。」、3つ目として「DMOそのものの発端は国の事業から始まっている。この事業の狙いはインバウンド旅行者を使って大手旅行社の利益を上げることを目的としているので、そのことを頭に入れておかないと足元をすくわれるということがあると思う。ひどいところになると、プランまで旅行会社がつくって地域資源が生かされないこともある。自分たちの地域にどれだけ有効であるか、よく吟味してから議論をしていかないと、負担金だけとられて地域に何も残らないといったことになりかねない。そこだけは注意してほしい。」。

教育委員会社会教育係、「歴史民俗資料館周辺整備・歴史民俗資料館周辺施設検討委員会が3回ほど開催されている。現状の利用状況等を含めて、そのような検討をしているか。」であります、「委員会は、公民館を利用している人、文化団体連絡協議会、スポーツ団体連絡会会長、見識者で構成されている。施設の利用は結構ある。利用していないという方たちにアンケートをとり、それを資料として委員会を開催し、4案ほど策定業務で絵を描いてもらい検討してきた。結果としては、歴史館は収蔵庫として、高齢者創作館を特別展のできるような建物にして、また中庭は駐車場に、青年婦人会館、武道館については耐震改築より建てかえたほうがよいのでは、弓道場、テニスコートは現状というような答申になった。」であります。

討論として、「アンフォルメル美術館の収蔵庫は温度管理が重要。今後、集客を増やすためであれば県内外の若手の作品を展示してはどうかと考えている。このためにも温度管理は重要なテーマになる。あそこには預けられないというようなことになると何もできなくなる。検討してほしい。」であります。

総務学校係、「地域未来塾事業は、活動日数が33日ということは夏休みだけか。延べ166人で、1日平均すると5人くらい。多いとき少ないときがあるが、予算額の29万9,176円はボランティアの報酬か。また、やっている場所は。」であります、「自習の形になる。テストの前や自主的に来る。1年目は学年ごと教室で分かれて夏休みに。夏休みはランチルームでやった。教頭先生により方法が変わってくる。予算ではボランティアの報酬。」であります。

住民税務課住民係、「マイナンバーカードの発行について、国全体の発行率の低いと聞いている。中川村の状況は。」であります、「4月1日現在、全国が13%、長野県で10.5%、中川村は6.1%となっている。」。

次に税務係、「罹災証明書を職員が発行できるか。」であります、「職員が研修を受けている。」であります。

生活環境係、「住宅管理費で修繕料がある。これは、退去者の負担するものでなく村が負担する部分か。また、どのようなものが該当となるのか。」でありますけども、「村の負担分となる。経年劣化したものや建てつけが悪くなったもの、壁の塗りかえなど。」であります。

ここで討論があります。討論で「井戸水の飲用不適が8件出ており、原因を追求すべきとの意見があった。地下水は村民の共有の財産であり、村としても地下水の飲用不適の結果は重く受けとめるべきである。次年度の予算編成に向けて環境審議会に答申するなどして、村として追跡調査の予算を計上できるようにすべきである。」との意見であります。

次に建設課建設係、「道路維持管理の委託料が県道の維持管理となっている。法的根拠がないのではないか。」でありますけども、「道路の管理については、職員の言うところのところもある。中川美し隊に業務委託の中で、危険など地区ができないところをお願いしている。県道ばかりやっているわけではない。河川愛護については、県が管理する河川は村内に10カ所、10河川、村内で草刈りしているのは7河川あり、村全体でつくっている中川河川愛護会があり、村が管理する18カ所についても草刈り等を行っている。1級河川にかかるものも全て出しているわけではなく、村が単独で出しているものなのでお含みいただきたい。」であります。

ここで討論があります。「道路管理維持作業には、道路維持作業委託298万9,000円と道路河川愛護交付金150万円が報告されている。このうち道路維持作業業務委託は中川美し隊業務委託として外部に委託されるものであるが、作業そのものは県道の草刈りが含まれており、村道維持管理費とはいいがたい。また、道路河川愛護は、もともと県の事業で発足したものであり、県道と県管理河川の維持活動に当初は県が交付金、助成金や補助金であります、支出したものである。県道の草刈りは、道路河川愛護活動がスタートした当初はボランティア活動として行われたものが、高齢化とともに活動力が低下したため村が肩がわりして委託事業として草刈りを行っているものであり、県の所有地を村が管理するための村費を支出することは、現時点では根拠がない。県が管理すべき道路を住民参加で実施をする意図は肯定できるものの、時間の経過とともにボランティア活動を主体的に担っていた住民の状況が変化したのであるから、活動力不足を村が負担するのではなく、県に対して再検討を呼びかけるべきである。現状を容認すれば、法的な根拠もなく、作業委託でも村費で管理する事態を認めることになり、問題が拡大してしまいます。また、道路法では、道路管理者は道路を良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないと規定されており、これは道路法42条でありますけども、道路の草刈りについては、県がまず負担すべき内容を決めてから村に相談すべきであって、ボランティア団体ができなくなったので村が肩がわりってというような性格のものではないと考えます。つきましては、下記により県に対して要望を強く求めます。1つと

して、県管理用地の村費による管理作業については、県に対して応分の負担を求めるよう再検討を要望すること。」であります。

次、水道課、「毎年過年度分損益勘定留保資金から補填している。経営目標として補填し続けるのは好ましくない。補填額を少なくして黒字にしていけないと健全経営になっていかない。経営目標はつくっているか。」であります、「経営目標は特につくっていない。管路の耐用年数、浄水場の建設など出てくる。それまでにどのくらい貯蓄ができるかに主眼を置いている。」であります。

以上が一般会計の報告であります。

続きまして、去る9月10日、議会本会議において決算特別委員会に付託されました議案第9号 平成30年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、13日、役場第1第2委員会室において委員全員出席のもと、関係課長、係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

質疑であります、「県と市町村の共同保険者となって一番心配した村の努力部分が国保税に反映されているかどうかという部分を含めて、どう評価しているか。」でありますけども、「県全体で案分となるので、努力部分を引いても、いずれは納付金が上がってくるものと思われる。6年間の激変緩和措置が終わってからが怖い。」であります。

次に、去る9月10日、議会本会議において決算特別委員会に付託されました議案第10号 平成30年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、13日、役場第1第2委員会室において委員全員出席のもと、関係課長、係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により原案どおり認定すべきものと決しました。

質疑であります、「基金を900万円取り崩しており、また一般会計からも8,500万円近く入れている。今後の見通しは。」であります、「見通しは大変厳しい状況。2025年問題で75歳以上が増えてくる。このまま2025年を迎えて75歳以上の人口が増えれば認定者も増えてくる。給付も増えていく。今の段階では介護保険料を上げたとして非常に厳しい状況が予測される。」であります。

次に、9月10日、議会本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第11号 平成30年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、13日、役場第1第2委員会室において委員全員出席のもと、関係課長、係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により原案どおり認定すべきものと決しました。

「1人当たりの医療費の県内60位は高いのか低いのか。」であります、「低いと思う。」であります。

次に、9月10日、議会本会議において決算特別委員会に付託されました議案第12号 平成30年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、18日、役場第1第2委員会室において委員全員の出席のもと、関係課長、係長に説明を求め、

慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により原案どおり認定すべきものと決しました。

「公共下水道事業計画変更業務の内容は、事業計画の変更で、例えばマンホールの箇所が増えたとか路線を変えたとか、そういう変更点はないのか。」であります、「平成 27 年度に法改正があり、マンホール関係の点検について方法等の記載を追加した。マンホールポンプ出口のところは硫化水素関係で 5 年に 1 度の点検が義務づけられた。」であります。

次に、9 月 10 日、議会本会議において決算特別委員会に付託されました議案第 13 号 平成 30 年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、18 日、役場第 1 第 2 委員会室において委員全員出席のもと、関係課長、係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により原案どおり認定すべきものと決しました。

ここで、「これから新規に建設工事をやるのか。公共も含めて計画変更して区域から外れてしまうのか。そういったことも検討して合併浄化槽の区域にしてしまうのも 1 つの方法としてありではないか。効率から見ると、これから数千万円かけて普及率を上げていく意味があるか。経営上を考えたら切り上げて効率化を考えたらどうか。」でありますけども、「これは、土地開発公社で小平分譲地は今ある管路に隣接していたため、少しでも維持管理費に充てられたらという政策は出ていないということで進めてきた。三共については、一番低いところにポンプを設置して隣接するところに持っていけばかなり軒数が見込める。事業費についても大きいですが、下水道過疎債を充てながら少しでも財源が有利な形で事業の展開をしている。統廃合について現在は検討を進めている。」であります。

次に、9 月 10 日、議会本会議において決算特別委員会に付託されました議案第 14 号 平成 30 年度中川村水道事業決算認定について、18 日、役場第 1 第 2 委員会室において委員全員の出席のもと、関係課長、係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により原案どおり認定すべきと決しました。

「過年度分損益勘定留保資金から補填している。経営目標として、これをずっと補填し続けるのは好ましくない。今ある資産を更新するときに使う資金として使うのが妥当だと思う。補填を減らし黒字にしていけないと健全経営になっていかない。経営目標をつくっているか。」であります、「経営目標はつくっていない。見かけ上の数字は重視していない。管路の施設等の耐用年数がどれくらい残っているか、直近とすれば浄水場の建設が出てくる。それまでにどのくらい貯蓄できるかっていうことに主眼を置いている。」であります。

以上、慎重なご審議をお願いします。

委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○7番

(桂川 雅信) 私は、決算報告に賛成する立場から、委員長報告に補足をする発言をしたいと思います。

今回の委員長報告の中で、17 ページに道路維持管理作業に関する討論の内容が記載されております。県管理の道路の管理作業委託について、県に応分の負担を求めるよう検討するようという要望が最後に記載されておりますけれども、このことについて 1 つ申し上げたいと思います。確かに県道の草刈りは村民の要望であることは理解できますが、道路管理者である県がやってくれないから村が肩がわりするというのは短絡的であり、法の支配を逸脱しています。もし村民の要望を実現するためという理由があったとしても、それは緊急避難的に単年度で終了させるべきものであり、少なくとも、これは私が調べた結果ですが、2014 年からことしまで 5 年間、そのまま慣習的に行うべきものではありません。この予算は毎年約 300 万円程度が支出されており、村としては貴重な単独財源であることは言うまでもなく、もっと慎重な予算編成をすべきであります。決算特別委員会では行政側も、この件では実態を認めていたと思いますが、今後の解決策としては展望が示されておりましたので、私から提案をして、補足をさせていただきます。

道路法第 15 条では「都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。」とされており、町村がこれで手を出すことは禁じております。

一方で、第 17 条の「管理の特例」という項目がありますが、「町村は、第 15 条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。」というふうになっております。第 4 項では、指定市以外の市町村は、——私らがそうですが——地域住民の日常生活の安全性もしくは利便性の向上または快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道もしくは都道府県道の新設、改築、維持について、都道府県に協議し、その同意を得てこれを行うことができるというふうになっています。つまり、県道の草刈りを町村が行う場合は、あくまで県との協議が前提であり、その同意をもって行うことが法律上の原則であります。この点では、県も町村も、やはり法律上の原則から逸脱していますから、道路法第 17 条の特例で町村が県道の草刈りを行うのであれば、広域での話し合いを基礎にして、県には応分の負担を求めることも含めて、道路法第 17 条に基づく協議を開始するよう補足して、提案といたします。

以上です。

○議長

ほかに討論ありませんか。

○6番

(中塚礼次郎) 私は、平成 30 年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論をいたします。

平成 30 年度決算の詳細につきましては、慎重に審査、検討いたしました。

厳しい財務情勢の中、健全な財務運営に配慮しつつ自立の村づくりや村民要望に応えるべく各分野における事業などの取り組みを着々と進めていることを評価いたしましたと思います。

自立の村づくりで最も重要視される財政の健全化では、理事者を初め職員の皆さんの努力によって改善が図られています。

今後、各地で起きている甚大な自然災害や10月より実施される消費税の増税など、村民の生活に対する不安は大きなものとなります。次年度予算についての取り組みに向け、村民要望にどう応えられるか、庁内での力強い取り組みを引き続き期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。  
これから採決を行います。  
なお、これから行う各決算の採決は起立によって行います。  
まず、議案第8号の採決を行います。  
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。  
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議 長 ご着席ください。(起立者着席) 全員起立です。したがって、議案第8号は認定することに決定しました。  
次に、議案第9号の採決を行います。  
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。  
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議 長 ご着席ください。(起立者着席) 全員起立です。したがって、議案第9号は認定することに決定しました。  
次に、議案第10号の採決を行います。  
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。  
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席) したがって、議案第10号は認定することに決定しました。  
次に、議案第11号の採決を行います。  
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。  
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席) したがって、議案第11号は認定することに決定しました。

次に、議案第12号の採決を行います。  
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。  
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席) したがって、議案第12号は認定することに決定しました。  
次に、議案第13号の採決を行います。  
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。  
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席) したがって、議案第13号は認定することに決定しました。  
次に、議案第14号の採決を行います。  
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。  
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席) したがって、議案第14号は認定することに決定しました。  
日程第8 議案第21号 中川村教育委員会委員の任命についてを議題とします。  
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○村 長 ただいま朗読をいただきました議案第21号につきまして提案理由を申し上げます。  
教育委員の久保益美さんが9月25日をもって任期満了となります。久保さんは、平成23年9月26日から2期8年間、教育委員としてお務めをいただきました。この間、就任から平成29年9月30日までは委員長職務代理として、新制度になって平成30年9月3日からは教育長職務代理として重責を担っていただき、教育行政進展のためにご貢献をいただきました。このたび、任期満了をもってご勇退をされることとなったわけでございます。8年間のご尽力に対しまして心から感謝を申し上げます。  
つきましては、後任の委員として桃澤孝之さんを任命したいのでご提案を申し上げます。  
氏名、桃澤孝之。  
生年月日、住所は、議案書記書きに記載のとおりであります。  
氏は、ブッポウソウ里の会や中川村美しい村づくり協議会委員として、自然保護、村や地域の活性化についても精力的にご活躍をいただいております。心豊かでたくましい中川の子ども、この育成を進めている今、子どもたちの健全育成について豊富な経験と見識をお持ちであります。教育委員として適任と考え任命いたしたく、ご同意

を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○議 長 説明を終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
なお、この採決は起立によって行います。  
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。ご着席ください。(起立者着席)したがって、議案第21号は同意することに決定しました。  
日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
を議題とします。  
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○村 長 人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることについて説明を申し上げます。  
人権擁護委員の委嘱につきましては法務大臣により行われておりますが、人権擁護委員法により、市町村長は法務大臣に対し人権擁護について理解のある者を議会の意見をお聞きして推薦しなければならないとされております。  
今回は1名の委員が本年12月末に任期満了となるため、長野地方法務局長から次期委員の候補者について推薦依頼がありましたので、新しく大島いづみ氏を推薦したいものでございます。  
住所、氏名、生年月日につきましては、記書きに記載のとおりでございます。  
大島さんは、長年、児童福祉関係の現場に携わってきた知識をもとに人権擁護委員として活躍され、人格、見識とも高く、最適任者であると存じます。議会の同意を得て推薦してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議 長 説明を終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。

討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
お諮りします。  
本件は、これを適任者として答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は適任者として答申することに決定しました。  
日程第10 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。  
議会運営委員長、総務経済委員長、厚生文教委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。  
お諮りします。  
本件について、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。  
本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。  
ここで村長のあいさつをお願いします。

○村 長 長期間にわたる議会、大変お疲れさまでした。  
本議会に提出いたしました中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例等6つの条例の一部改正、中川村辺地対策総合整備計画の変更並びに令和元年度中川村一般会計補正予算及び4つの特別会計補正予算並びに令和元年度中川村水道事業会計補正予算は既に可決いただきましたが、加えて平成30年度の一般会計歳入歳出決算、5つの特別会計歳入歳出決算並びに水道事業決算等7議案、全てを本日認定いただきました。また、本日提出をいたしました教育委員の任命議案の同意、人権擁護委員候補者の推薦につきましても決定をいただくなど、全ての議案等を可決、同意賜りましたことに対しまして、改めてお礼を申し上げます。  
決算特別委員会の中で出されました質問事項等、事業実施に關しての課題につきましては、関係部署において検討し、これからの予算執行、事業実施に生かすとともに、新年度の予算編成時の参考にさせていただきたいと思っております。  
議会開会中ではありますが、村のご高齢者の長寿を祝う高齢者祝賀訪問、国の機関との協議、長野県建設部長に提言、懇談等を行ったこと、交通死亡無事故1000日達成表彰を受けたことなど、簡単にご報告をいたします。  
まず、9月12日には、ことし88歳を迎える45人の高齢者の皆様、99歳の白寿を迎える6人の高齢者の皆様、めでたく区切りとなります100歳を迎えるお一人と100歳超えてなおお元気でいらっしゃる4人の高齢者の皆様に訪問し、長寿をお祝いし、

100歳の皆様には内閣総理大臣及び長野県知事の祝賀表彰を伝達してまいりました。長寿の時代を迎えております。88歳、米寿を迎える皆様が増えております。今回から地区を担当する民生児童委員さんからお祝いを伝えていただくように変更しましたが、このままお元気でお過ごしならば、来年は100歳を6人の方が迎えられることとなります。100歳は、まれな存在ではもはやなくなったのだろうかというようなことを実感するような次第でございます。

9月12日に国交省天竜川上流河川事務所、天竜川ダム統合管理事務所の職員の皆さんと天竜川左岸堤防の改修調査、小渋ダム完成50年となることしの記念事業及び洪水やダム放流時の通報等の手順と関連する地域への避難等の勧告、指示など、入念な打ち合わせを行いました。とりわけ、天竜川左岸の堤防改修につきましては、関係地域への説明等、事業実施に向けて具体的に準備を進めたいとのことであります。村からは、堤防強化のための改修工事を歓迎しつつ、河川の中に生える樹木の伐採、搬出に合わせまして小和田地籍の堆積土砂による河道断面が小さくなっている天竜川内の浚渫等を強く要望してまいりました。

9月17日には、過日発足をいたしました国道153号リニア北伊那バレー改良促進期成同盟会が正式に旗揚げをし、リニア新駅から北へのアクセスをよくし、重要物流道路指定の国道153号のバイパス改良等の要望を関係4町村長が長野県建設部長に対して要望をしてまいったところでもあります。

この日、リニア推進室を訪ねまして、松川インター大鹿線中途の半の沢谷埋め盛り土の計画に関しても申し入れを行ってまいりました。要点は、まず1点目、半の沢盛り土の同意の前提は、中川村所有地の長野県への所有権移転であること、2点目、半の沢は、現在、村が管理者となっているところですが、埋め土の後、流路として整備した後、長野県が引き続き管理をすること、この2点であります。長野県としては、中川村の意向を踏まえて内部で協議をするというふうなことであります。この2点につきましては、村として引き続き強く要望してまいります。

令和元年7月31日をもって、中川村は交通死亡無事故連続1000日を達成し、今なお更新中であります。9月19日、上伊那振興局において長野県知事表彰を振興局長から伝達をしていただきました。これもひとえに伊南交通安全協会中川支会初め関係者の地道な中にも熱心な取り組み、交通事故無事故の啓発の取り組み等によるものと感謝しつつ、交通死亡事故はもとより、交通事故を減らすよう一層の取り組みを進めてまいりよう気を引き締めたところでもあります。

心配をいたしました台風15号は、当地方には目立った被害を引き起こすことはありませんでしたが、関東地方に大きな爪跡を残しました。送電鉄塔と電柱の倒壊により大規模で広範囲の停電が長く続いておりましたが、東京電力は昨日ようやく停電地域で全て通電復旧したと自社のホームページで公開をいたしました。また停電中の地域もあると本日のお昼の報道にもあったところでもあります。昨年の北海道胆振東部地震によって全道がブラックアウトと言われる停電を引き起こしたことは記憶に新しいところですが、電気に頼った現代社会にあっては、この事態を教訓に、既存の送配

電施設の点検、老朽化施設の改修をさらに強め、発電所からの安定した電力供給の体制を電力会社には願うところであります。

今月末29日には信州なかかわ陣馬形山ヒルクライム大会が開催されます。ロード・クロス自転車の参加者、一般のエンジョイ部門の申し込み者を合わせて昨年を上回る220人のエントリーがされております。信州中川ハーフマラソンに比べると規模はかなり小さくなるわけですが、陣馬形山を初め美しい村中川を宣伝する機会と捉え、昨年開催を見送った苦い経験から、ことしこそと実行委員会の皆さん初め100名を超える多くのボランティアの皆さん、張り切って準備を進めていただいております。

強風による稲の倒伏、果実の落下の報告も今のところなく、収穫作業が順調に進んでいるようではありますが、適度な雨と自然な気温の低下があるならば、収穫の秋にふさわしい季節を迎えられると念じつつ、議員各位におかれましては、村政に対しまして今まで以上に温かい目でご意見、ご提案くださいますようお願いしまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

長時間ありがとうございました。

○議長

これで本日の会議を閉じます。

以上で令和元年9月中川村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後2時56分 閉会]



会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_